

新型コロナウイルス関連情報（11月23日）

【休館日のお知らせ】

11月26日（木）及び27日（金）は感謝祭のため休館となります。

【ご来館に際してのお願い】

当館では待合室内の過密化防止の観点から申請手続については予約制を導入して対応していますが（パスポート受取等の場合予約は不要です）、来館にあたり同伴者を伴う方が多くなっており待合室が一時的に混雑する状況が発生しています。新型コロナウイルスの感染拡大を予防する観点より、このような状況を回避するため、障がいのある方、高齢者及びお子様に同伴する場合を除き、各種申請やパスポート受取等のためにご来館される際には可能な限り一人で来館いただきますようご協力を御願いたします。

なお、パスポート及ビザの受取については、午前11時以降に受取のための来館が集中しお待ち頂く時間も長くなる傾向にあるため、午前11時前の時間帯にご来館されることをお勧めします。

【州政府等による措置等のポイント】

（注）各州政府の措置等についても、できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（NY州）クラスター情報の更新（11月23日）

・本11月23日、クオモNY州知事は、昨11月22日時点での感染率が3.08%（5906件/19万1489件）、入院者総数が2724人、死者数が33人となり、特に入院者総数が11月2日時点の1227人から急増していることを踏まえ、サンクスギビング期間の移動や旅行を控えるよう改めて州民に強く推奨しました。

・また、スタテンアイランドでの入院者の増加を受け、野外病院を再開することを発表しました。

・さらに、NY市のデブラシオ市長は早ければ来週にもNY市がオレンジゾーンとなる見込みを発表しています。

・この状況を受けて、クオモ州知事は次のとおりクラスター内のゾーンを更新しました。当該地域での規制は、ビジネスについて25日（水）、学校について26日（木）から発効します。

- Monroe County (Rochester) : オレンジゾーン・イエローゾーンの追加
- Nassau County (Great Neck and Massapequa Park) : イエローゾーンの追加
- New York County (Upper Manhattan) : イエローゾーンの追加
- Onondaga County (Syracuse) : オレンジゾーン・イエローゾーンの追加

- Richmond County (Staten Island) : オレンジゾーン・イエローゾーンの追加
- Suffolk County (Hampton Bays and Riverhead) : イエローゾーンの追加
- ・クラスターの説明 : N Y州は、感染状況を踏まえてクラスターを特定した上で、クラスター内の感染率等に応じてレッドゾーン、オレンジゾーン、イエローゾーンを指定しています。ゾーンに指定されたエリアではレストランの閉鎖、ビジネスの閉鎖、学校の閉鎖等の規制が設けられています。
- ・各ゾーンの位置、規制内容等については、以下のウェブサイトでご確認になれますのでご利用ください。
- ゾーンの位置 : <https://forward.ny.gov/micro-cluster-strategy>
- ※ 本日更新のゾーンについては Twitter をご参照ください : <https://twitter.com/NYGovCuomo/status/1330966375632875527>
- ゾーンの規制内容 : <https://forward.ny.gov/cluster-action-initiative>
- 住所がゾーンに含まれているかの確認 : <https://covidhotspotlookup.health.ny.gov/#/home>

(P A州) ウォルフ知事のメッセージ (1 1月23日)

・先週、一日当たりの新規感染者数は2か月前の約7倍、死者数は約4倍になり、医療機関のリソースがひっ迫しつつある。研究機関によれば、12月初旬には州内の新規感染者数が22,000名に達しICUベッドが不足すること、適切な感染防止策をとらなければ今後3か月間で州内で3万2000名以上の死者が出る可能性があるが、全員が適切にマスクを着用した場合には死者数を半減させられることが予測されている。

・新規感染者数の急増を受けて、レストラン等でのアルコール類の提供を一時停止することや大規模な集まりの人数を制限すること等を定める行政命令を始めとした感染拡大防止の取組を発表。主な内容は以下のとおり。なお、違反した場合には取り締まりの対象となるほか、再三の違反を行った者には法的措置が取られる可能性がある。

- 過去2週間にわたり市中感染の水準が高い (substantial) 郡に所在するプリK-12の公立学校は、完全リモート授業に移行するか州政府の命令・勧告等に従った対策をとって対面授業を実施するかを書面により証明する。11月30日(月)午後5時までに証明を出さなかった公立学校は、完全リモート授業に移行し、課外活動も中止する(11月24日(火)午前0時1分より有効)。

※郡ごとの市中感染の水準は以下のとおり。現時点で全67郡のうち59郡が市中感染の水準の高い郡に該当。

<https://www.education.pa.gov/Schools/safeschools/emergencyplanning/COVID-19/SchoolReopeningGuidance/ReopeningPreKto12/Pages/LevelofCommunityTransmissionTable.aspx>

- レストラン・バーやケータリングにおけるアルコール類の提供をサンクスギビングの前

日である11月25日(水)午後5時以降禁止する(アルコール類のテイクアウトについては対象外)(11月26日(木)午前8時まで有効)。

- 大規模なイベントや集まりに出席可能な人数の上限を以下のとおり制限する(11月27日(金)午前0時1分より当面の間有効)。

i) 屋内の場合

定員 : 出席可能な人数の上限

0~2,000人 : 定員の10%(従前は20%)

2,001~10,000人 : 定員の5%(従前は15%)

10,000人以上 : 500名(従前は定員の10%(ただし、最大3,750人))

ii) 屋外の場合

定員 : 出席可能な人数の上限

0~2,000人 : 定員の15%(従前は25%)

2,001~10,000人 : 定員の10%(従前は20%)

10,000人以上 : 定員の5%(ただし、最大2,500名)(従前は定員の15%(ただし、最大7,500人))

- テレワークを可能な限り実施すること、PA州の内外によらず不要不急の移動を避けること、買い物はできる限りオンラインかカーブサイドでの受取方式を利用すること、業種ごとの営業可能人数の上限等を規定(11月27日(金)午前0時1分より当面の間有効)。

- その他、外出は通勤通学や真に必要な場合のみに限定し自宅外ではマスクを着用すること、他世帯の者との集まりを開いたり自宅に招くことを避けること等を強く勧告(2021年1月4日(月)まで有効)。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/as-covid-19-cases-reach-critical-levels-wolf-admin-announces-new-mitigation-efforts>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール/総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います)。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしく願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。
緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLをご参照ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

[299 Park Avenue](https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html), 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>
